832
97
305

79

賀茂社記録

七十九

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

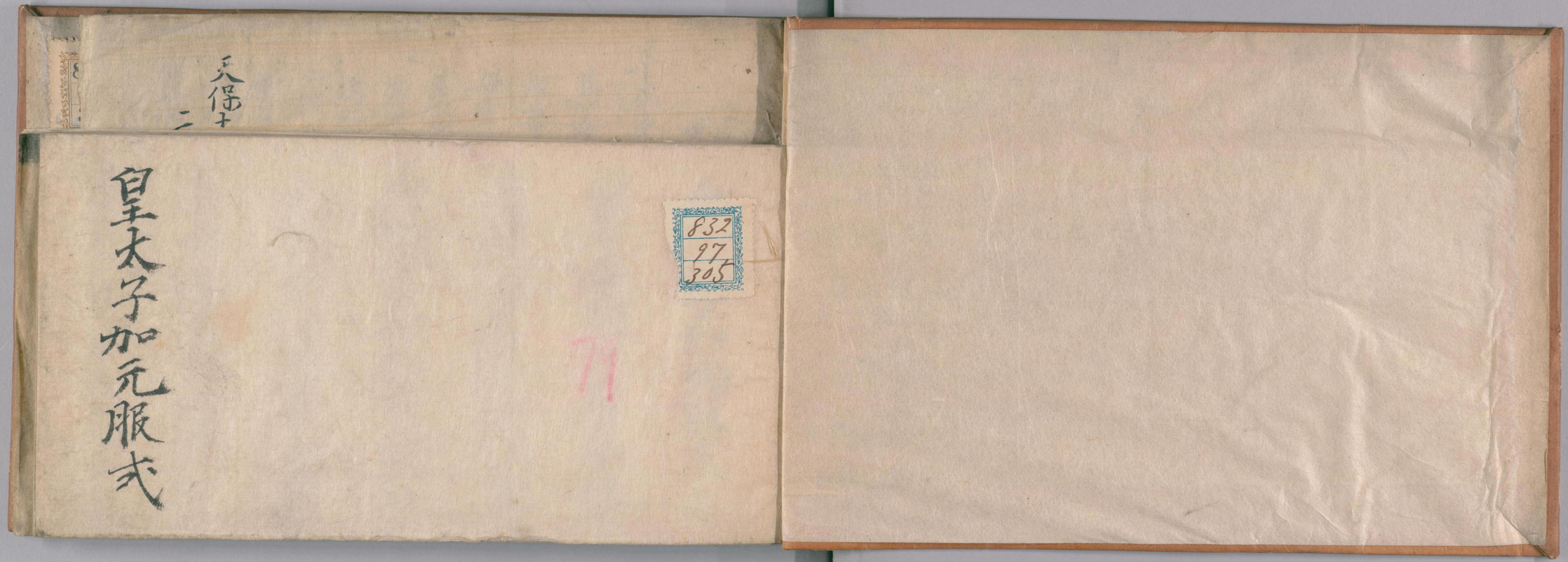

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

天保十
二

皇太子加元服式
當日平明所司奉仕
南殿御装束其儀
御帳中掃部寮立平
文倚子敷毯代為御座
其前立置物御机御
帳東南一許丈立倚子

大正 7. 2. 購求

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

敷毯代 為皇太子尋常
御座 御帳東逼障子
西面立 御屏風一帖 御
帳西立通障子一基 其
内鋪両面端畳其上立
錦草墪為 中宮御座
今度不立 嚢床子 御帳北鋪畳

為女官座坊司母屋西
壁下南北行 並立四尺棚厨
子四基供奉威儀 御
膳 近例二基一基唐菓子十五杯木菓子十五杯一基
干物三十杯 盛花盤 東第三間
御帳東邊設加元服
御座 南面立御倚子 其
敷毯代

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

南二尺余立小倚子無毯代為
加冠理髮人等座其左右分立
置物机二脚東机置洱坏有臺西
机置唐匣無臺毋屋艮角柱
下掃部寮立御屏風
二帖其内坊司立四尺蒔
繪厨子二基有覆南廂

東第三柱北掃部寮立
紫兀子加冠人座也其東相去
四尺立黄兀子理髮人座也北
廂東第三間東西北
三方立屏風為隔其
中敷滿長筵為
皇太子換服之所所司立御

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

屏風坊司敷
疊加茵 御帳後立
廻御屏風二帖設 御
粧物所 如常會儀 軒廊西
第二間北辺柱下主水
司設洗手具 置楾盥手巾於八足机
上手巾納榊莒 主殿寮左右近
陣前立屏幔鈴鑰等

辛櫃運置宜陽殿西
廂日華門南腋 南北行 立
幄為侍從座 今度畧之門南廊為其所
坊司南庭版位以南東西
分立屯食 東西相去之程當于美明門東西戸
祿辛櫃日華門南廊西
砌 擬春興殿西砌 所司南榮

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

簀子敷下御階東西
各鋪座二行斜敷之東并少納言
外記史内記史生西侍臣宜陽
藏人等候之
殿東庭休廬四面砌外
迴引班幔南北立屏幔母屋南
間張美塵其内坊司
裝束南一間東西南三間懸
簾立屏風二帖几帳等
敷御座高麗帖二帖加茵東西
廂敷座紫端帖坊司侍臣所
候日華門南廊擬春興殿東
庭立幄一宇卯酉妻為献物
所其東立幄一宇為殿上
饗辨備所其北立幄一

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

宇 并二宇子午妻 為啓所 今度不立献
物 并殿上饗食辨
備幄置便宜所 皇太子出
直廬 昭陽舍代無陰陽師反閉 向休廬
掃部供莚道
不加布單 供奉帶刀
六人 應和例四人 前行學士
二人亮二人權大夫大夫
傳大臣為加冠之時候

天保十二

直廬不扈從關白令
扶持公卿大少進殿上人
藏人 一人持靴 陣頭侍者帶
刀又候後陣 今度直廬於其程近
不設休廬
直參上給 時刻
天皇出御帳中倚子女
藏人持 御冠納莒置加

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

冠御座左置物机次
皇太子經敷政宣仁両
門東軒廊昇洗手共
昇殿先着兀子先是坊司就各
宿所分賜装束改換衣服候
陣座但近例不及此沙汰
次皇太子移着加冠
御座次理髪人着小

天保十二

倚子束髪既畢稍退
立東方西面加冠人起座
取御冠當左置物机
南邊磬折而祝曰以
歳之正以月之令咸加
其服以成其德萬壽
無疆兼天之慶即着

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

倚子脱空頂黒幘加
冠訖後座理髪之人
又進倚子結纓理髪
訖復座次　皇太子令
入北廂給加冠理髪人
退下此間女蔵人二人持
御笏御衣　先所服用
御下襲表

進南廂給此間大臣立
南簀子敷進立南階
上東邊北向留立太子自南
廂西行大臣自簀子敷進西太子當
御座拜舞又當中
宮御座有御拜大臣贊
引侍御拜畢前行

天保十二

皇太子還御少時内侍
臨檻令近衛將召加
冠理髮人加冠理髮人
參上著兀子女藏人二人
持祿加冠御下襲袖表袴理髮白大褂二領
俱進兀子北居賜之
加冠理髮人相共下

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

殿並立櫻樹坤角
西面拜舞訖退出
天皇入御坊司等奉
上撤加冠倚子机及厨
子等 但於臨儀御膳改者不撤之
北廂御裝束為東
宮膳所 以屏風為立棚
厨子一基次所司奉上
改殿上裝束更設宴
座一如節會内膳造
酒辦備 御膳并御酒
器主膳辦備 皇太
子饌 基盤引帽額 不用敷物 太
膳立臣下基盤造酒

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

司立酒器坊司率所
司辨備群臣饌大臣
參於弓場令奏詔
書并位記等先是下官宣旨
乳母等名薄但近例不及此沙汰奏聞
訖詔書給中務輔位
記捺印覆奏訖付

坊司各分給之位記之事近例不
及沙汰次左右近衛陣
於階下次將皆帶弓箭府生已下差布帶
近衛尋常裝束
天皇更御帳中倚子
近伏稱警蹕先立胡床次皇太子
入自敷政門參上於南

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

廂謝座謝酒訖著座
給次王卿以下五位已上
入自日華門列立庭中
參議以上一列四位已下在後并北面西上近伏興謝
座訖春宮權亮把空
盞授貫首人謝酒訖
昇殿著座殿上人留砌下即著座

天保十二

帶刀六人入自日華門
候左伏北頭西面西上立胡床
亮學士進藏人各一人
候左近本陣次將座次王
卿下殿出自敷政門
諸大夫起座出自日
華門執御贄菓子魚鳥之類

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

入自日華門列立庭中
近伏
興 大臣獨留殿上問之
貫首人稱唯曰春宮
坊獻 御贄以次稱
物名訖大臣曰給進物
所貫首人稱唯喚膳部
先是進物所預率膳部等
候月華門外應召稱唯參

入膳部稱唯來受之
諸大夫就進物所進之
王卿還侍座次内膳
自西階供 御膳采女
益供 皇太子饌 先是主膳
官人經敷政門可參入恭禮
門前由下 宣旨於左近陣
坊司給群臣饌獻物

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

832-305

後左右近將曹各一人
率近衛一人開長樂
永安両門 左右兵衛陣
仮仆両門下
雜二人起座出自長
樂門率史各一人東西
分入自仆両門立屯食
還六衛府舎人等奉
入運出屯食頒給諸司
訖左右近衛閉両門
三觸之後治部省率
雅樂寮樂人等入自
日華門華両門分立
承明門壇下奏音樂
大唐高麗
各二舞 訖退出玉御

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

奏絲竹 有無隨時 次大臣執
見參薄奏 覽訖降
自殿給少納言此間
掌侍捧 御衣一襲
奉授 皇太子太子
起座跪受之於南廂
拜舞令退下給 若早退下

者以藏人頭就直廬給之 次少納言
唱見參王卿以下起座
就祿所忻司立辛櫃
下依次賜祿 大臣白大褂二領三位已
上白大褂一領四位參議紅大
褂一領四位五位白衾一條
王卿列立庭中 北面西上
拜舞退出

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

天皇入御

千時
文化八年未季春
模寫之畢
朝議大夫経千

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

832
305

元服理髪次第

氏諄記

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

天保十
二

理髪勤役之次第

先理髪人進着円座
加冠目之後一揖メ懐中扇
進着円座円座ノ遠近ヲ
見テ整之テ前着ニスル左膝
ヲ先ツク次ニ右膝ヲ円座ニ
ツク

取出扇置右方
右ノ手ニテ取出ス右ノ方ニ扇ヲ
置キ手ヲ膝ニス

取冠見之抜巾子返置柳筥
右手ニテ冠ノ礒ヲ持テ左手ヲ
冠ノ下ヘ入レ巾子ヲ持テ見之
右手ニテ冠ヲ置柳筥左手ニテ
巾子ヲ置ク

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

見櫛巾内ヲ取本結ヲ大小櫛巾之上ニ置ク
右ノ方ノ巾ヲ延ヘ左ノ方ノ巾ヲ
延ヘ内ヘ手ヲ入ル巾ヲ少シ開ク
其ノ品右ノ方ヲ包ム檀紙左ノ方ヲ包
檀紙帋捻小木結ニ節筍刀
木結櫛帋捻髪搔等也

左右柳筥ヲ押シ遣ル
先右ノ洱坏次左ノ冠両手ニテ
柳筥ヲ持チ押少アゲテ
令冠者ヲ左右ノ手ヲ突板敷ニ
冠者ノ左手ノ手首ヲ右手ニテ
持チ左手ニテ指ヲモテ板敷ニ
突セ手サキヲ巾ノ下ニ入ル次ニ
冠者ノ右手同前次冠者ノ

首帋ノワナヲハヅス
取出筍刀置右方ニ
櫛巾ノ内ヘ左手ヲ入レ右手ニテ
筍刀ヲ持ツ右方扇ヨリ外ニ置ク
刃ヲ外ニスサキヲ冠者著座ヘ
ムカハサルヤウニスルヿ筍刀ニ挺ア
ルハニ挺共ニ取出シ置ク

梳髪ヲ
先以髪搔ヲ中ヨリ分ケ梳左方ヲ
以帋捻ヲ結之次梳右方ヲ次解帋
捻ヲ解合左方ヲ梳リ巻本結ニ巻堅
結一結之後以髪搔浸洱坏之水
濡結目ヲ次真結之
其儀ヤツ左右ノ手ヲ以テ冠者ノ
首スヂヘイレ垂髪ヲ前ヘ伏セ返ス
左ノ手ニテハ髪ヲカヽヘ右ノ手ニテ
ハ櫛巾ノ内ノ髪搔ヲ取出シ髪

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

ヲ二ツニワクル分ケタル左方ノ髪ヲ
左手ニ持テ右手ニテ櫛ヲ持テト
クト髪ヲカキナデ、櫛ヲ入レ帋捻
ヲ取出ス帋捻ノ両端ヲ大指ト第
二ノユヒニテ持テ髪一巻シテヒキ
カケ結フ上ノ端ヲ短シ下ヘマワシタ
ル端ヲ長メワナニカケ結フ右方ノ
髪左手ニテ持テ右手ニテ櫛ヲ
持テ髪ヲカキナデ、櫛ヲ入ル右手
ニテ左方ノ髪ヲ持テ左手ニ一ツニ
合セモテ右手ニテ帋捻ヲ解キ如元
持テ櫛巾ノ内アル本結ヲ取出シ
本結ヲ二ツニ折リ其中ヲ兼テ結ビ
ヲクソノ結ヒ目ヲ大指ト第二ノ
ユヒニテ持テタグリアルトコロヲ
掌内ニモチ冠者ノ頭ノ中央ヲ

ヨクミテ左手ニテ根ヲシメテ右手
ノ本結ノ中結メヲアテ左ヨリ一返
右ヨリ一返メ前ニテ一結メ左手ニテ
髪根ヲ持テ右手ニテ髪掻ヲ取リ
出ス手ヲ伏テモツ泔坏ニ望ノ
時ニモチカヘス髪掻ノサキヲ水
ニツケテ結目ヲウルヲシ髪掻ヲ
持テナヲシ手ヲフセテ櫛巾ノ内ニ
入ル左右ノ手ニテ真結之

引邊幅ヲ

其儀右ノ手ニ持櫛ヲ或髪掻左手ニ
持本取之根ヲ引出少計リ先左
次右左ノ手ニテ髪根ヲ持テ右手
ニテ櫛ヲ持ツ手ヲフセモツ櫛ノ
大歯ニテ髪ヲ筋程ヲカキ出ス
左右各同前クシノハニ左右ノ手

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

カイアリ髪掻ニテモ同前

以本結ヲ残ル本取ヲ取

右ノ手ニテ本結ヲ取巻初ム指ニ
ダケホド巻キヒシニマク又マキサ
ゲテ根ノマヘニテ両ワナニ結之

以テ髪掻ヲ分ケ髪末ヲ以テ小本結ヲ結フ之

先冠者
左方

右手ニテ髪掻ヲ取出ス持様
如初二ツニワケテ髪掻ヲ入レ
小本結ヲ取出ス如初左右一マキ
ツヽ上ニテ両ワナニ固ク結之

以テ檀紙ヲ包ム髪末ヲ先冠者左方以テ帋
捻ヲ結之ヲ

左ノ手ニテ髪ヲ持テ右ノ手ニテ
檀紙ヲ取出ス左手ニ檀紙ヲノセ
右ノ手ニテ包ム左手ニテ檀紙

共ニ髪ヲ持テ右手ニテ帋捻
ヲ取出ス如初帋捻一巻マワシ
片輪ニ結フ輪ヲ内ニス帋捻
ヲ端短ヲ右ニス長ヲマワス兼
テ檀紙ヲヨクモミヤワラケヲク
折形別ニ有之

右方同之

左ノ方ニ同シ帋捻右ノ方ノ端
ヲ長クスルバカリ

抜キ簡刀ヲ

右ノ手ニテ柄ヲ持テ左ノ手ニテ
サヤヲ持テ右ノ脇方ニテ冠者
ノ見ヌヤウニ抜キサヤヲ横ニシ
刃ヲサヤノウヘニ刃ヲ外ニシ置
ソニ挺アルトテモマツ一挺ハカリ
ヲ抜ク

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

折返髪ヲ与小本結之間也　切髪末ヲ先冠者左方入櫛巾ノ内ニ

左手ニテ髪ヲ持ツ右手ニテ折返シ檀氏巾ト共ニ左手ニテ固持之ヲ右手ニテ筍刀ヲ取リ逆手ニ取テ切ル右手ノヒヂヲ胸ニ付ルヿ秘傳ナリ

右手ニテヒキ左手ハ固ク持チアシラウバカリナリ筍刀ヲ右ノ所ニ置キ切タル髪ヲ右手ニテ持チ左ノ袖ヲソヘテ櫛巾ノ内ヘ冠者ノミヌヤウニ入ル右ノ方同前但幼少ノ人ナレハ髪モ少シ座モ久シケレハ体屈スル故ニ左右一ツニテ切ル筍刀キレザルヿアルニヨリ兼テヨクキレル刀カハサミヲ懐中スルヿ理髪ノ覺悟也

抜ノ小本結ヲ二ツ

左方小本結ヲ右手ニテ左手ヲソヘ抜キ櫛巾ノ内ニ入ル

左方（右ハ）――右手（左ハ）ニテ――

着巾子ヲ令冠者左手ニテ持之ヲ

左手ニテ巾子ヲトリ右手ニテ髪ヲ持チ巾子ヲ入レ右手ニテ冠者ノ左手ヲ取リ巾子ヲ持タシム冠者ノ首氏巾ノワナヲナヲス

納筍刀ヲ入ル歩乱筥内ニ

右ノ服ニテサヤヘ入レ刃ヲ如初持チ
打乱筥ニ入ル
取出ノ櫛髪掻ヲ置櫛巾ノ之上ニ
右手ニテ櫛ヲ持チ置櫛巾ノ
之上ニ髪掻同前又洱坏ノ柳
筥ノ上ニ置モアリ

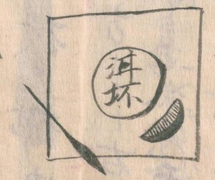

引直左右ノ柳筥ヲ先右懐中ノ扇ヲ
退テ候ス初ノ所ニ
左右柳筥ヲ持チ引直ス右
手ニテ扇ヲ懐中シ如初降
円座 右廻 候ス初所ニ右廻
次加冠人着圓座加冠了復
着本座

加冠ノ儀了復座シテ理髪ノ
人ヘ目ス
理髪ノ人更ニ進圓座ニ理髪ヲ
納ニ雜具ヲ退入
加冠ノ人目スルノ後一揖メ進ニ着
円座ニ如初右手ニテ髪掻ヲ取ル
手ヲ伏テトリ持ナラシ冠者ノ
左ノ鬢一度右ノ鬢一度ナヅル
次櫛髪掻如元入之退去其
儀右手ニ櫛ヲ持チ左手ニテ
巾ヲアケイル、髪掻モ同前
巾ヲ如元ヲリキセ置ク退ト
キ左廻初所ニ不候直ニ
退ク也

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

右元服理髪次第基量
口傳来自雅季卿受之
餘事進退作法之解抄
妙書予注之者也

從四位下賀茂氏諄

享保十六年十二月廿五日
清養元服之時予勤
理髪役之間自氏諄
相傳書写了

清足

右本書者享保六年五月
十五日保房元服次第氏
諄縣主之記也予理髪次第
而已書抜之了

經堅

享和三年二月五日志
顕元服之時予勤理髪
役之間自經堅相傳書
写了

享和三年壬正月

從五位下賀茂經千

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

天保十一庚子年四月廿六日

元服次第

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

元服次第　醍醐侍従忠頌

早且家司奉仕御装束

其儀寢殿母屋南廂等縣貫翠簾

無母屋簾巻底簾東第二間副

母屋簾敷　高麗端帖一枚為

主人御座同間副端長押敷同帖二枚

為上達部座　西上北面　以西第一第二間

為冠者曹司副北簾敷高麗端帖

一枚為冠者座副東簾立厨子二脚置

物具上層置冠　盛柳筥北方　洴坏　有擎子入水口盛

柳筥南方　下層置櫛巾　入歩乱筥

刻限上達部来集

主人令出座給

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』　請求記号 832-305

ガラス使用

次家司告御出座之由於上達部
次上達部著座 畧饗饌
理髮人候便所
此間冠者著裝束著曹司座
次諸大夫二人持參円座二枚敷當間
奥端
次冠者出曹司經簀子入當間著
奥円座先是扶持人依主人氣色
起座入曹司扶持冠者令著円座
之後復座
次諸大夫二人置加冠具
先冠 盛柳筥 冠者左方 次泔坏 盛柳筥 右方 次櫛巾
入步乱筥
置中央

次理髮人進著円座作法訖取巾子
入髮退候簀子
次主人起座進著円座加冠儀訖令復座
給參會公卿有上臈時先有御氣色
次理髮人更參進整雜具退下
次冠者起座退入 扶持人相從
次本役人參進撤雜具并円座等
次冠者於曹司改著裝束
次小舍人來立中門外告申昇殿之事
家司出逢昇中門戸參進申事由
下家司取祿賜小舍人
此間上達部起座
次冠者出上達部東第一間經妻戸

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

中門廊等降自中門外方入中門
進庭中再拜訖
次主人令入簾中給
次參内
立殿上口藏人出逢申支由復命之
後拜舞著殿上端座撤劍笏
藏人分簡
有湯漬事
次起座令參内々方
次參東宮二拜了令參内々方
次參仙洞舞踏了令參内々方
次參皇太后宮舞踏了令參内々方
次歸家有家拜支
次供前物六本

加冠 千時大納言 主君忠香卿
来會公卿
清水谷大納言
扶持相兼 四條中納言
中山宰相中將
理髮園少將
家司倉橋右馬頭
諸大夫 五位 保田 五位 難波
五位 高津 六位 奥田
一下家司 六位侍 一下橋
右如先規於桃花坊有之

国立国会図書館 タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

83
9
30

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

寛永十七年六月十六日姫宮誓願
[illegible]先大紋乃[illegible]
碁盤一面銭[illegible]
青石二をく一ちかゝらにゆすり
つきををく 佛[illegible]の水を入
柳二をく
又かゝりたきこゝたゝりかゝらか
ひんいゝ[illegible]紙なと柳笠り
まへてあらへをく
年の刈たりに姫宮出給て
だんの上よ青石をふくこく

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

ころかふ南向生氣のかたるよりてなり
高たんしをおいて左右結
立んのすそを包く白布袋の
所引して結ふ次大将姫宮の
右の方よりすゝみく贄銭
五く千銭先かりたきみ御を
すこし物に置こして贄乃
かゝ銭二度拝をろしてたきこ
を本社あるを給く更りて又
筆刀を右のまにとりて贄を

五くなり先右次左事終りて
姫宮殿より下のふ南の方次に
いつ物をすゝ此後人々座り
出て法らかり結二献め常し

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

嫡子ハ二月と雖日を定ひ
沙法あり事なり
花もこだんの上に青石を立て
青石を嫡ましめて児をたく
しめ髪をそくなり母より つき
柳筥なと 右方右所とし
定んいたらしか刀なとハなく
花ハからだきこして 石くなり
先左沙に右沙に中
女子ハ先右沙に左なり
児の出立ハ半尾なり 下前張

あひハ人によりて 長絹 銭
羽ひら立て也 花ハ左右にあきる 女子ハあこめ
をさすせ元のすいハ物六尺にて
又さ尺をさ西家のうれいる
一 定んたきの時ハ 蔵渕の様様の
兵服をめされる也
千載集り
おち渕津八十宮治川の事き 殿に
岩こそ浪ハ千代乃数り也
此方の心もへなるへし
一 此等な銭しの時ハ 住吉社様様の
兵服なり 練に 無くの金を以て

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

住吉の氣象をぬかるまで
我見ても久しくなりぬ住よしの
きしの姫松いく世風ぬらん
世界の人まへなるべし
高々方
二才 カミシキ
古ハ此産の様七拾ろとく此名なとしあるやうニ
三才 ハイロナシシ花より 三ハ多
赤キ染物ヲ召ス
五才 フカソキ下ミノ老ノ
袴美と同し
十六才 ヒンソキ ワキツメノ
下ミ コレヲ月見ノ
祝義ト云

ぬりたきやう
こたんのよりかたく石二ツ此あしの
下にふまへさせのし
右の此てにのし一むきひたのるに
三の行る山とちたかとりこせのし
うしすのあを常此あるにて上絶
くしひんくしうきやう一枚やかいたに
のせうきやうにかりかさゆこうたり
してそれてうすやうに法く
まるしこ 元んそきも
同し

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

832
97
305

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第79冊』 請求記号 832-305

ガラス使用